

## 府中市市民協働推進会議の公開について（案）

## 1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

## 府中市情報公開条例（抜粋）

## （会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

## 2 会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲載する。

会議名	日時	会場	定員	傍聴の申込み
（例）府中市 市民協働推進 会議	○月○日（○） 午後○時	市役所○階会 議室	先着○人	前日までに協 働共創推進課 （335-4414） へ

## 3 会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

- 公開場所 市政情報公開室、府中市ホームページ
- 会議録の内容
  - ・ 会議名、開催回数、開催日時、開催場所
  - ・ 出席者（委員・事務局）、傍聴人数
  - ・ 会議内容

4 傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、おおむね10人程度とし、会議室の広さを考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日（会議の開催が月曜日の場合は、前の週の金曜日）までに協働共創推進課に申し込むこととする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿（別紙1）に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（別紙2）を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配付

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配付する。ただし、配付する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。

別紙 1

## 府中市市民協働推進会議 傍聴者名簿（案）

1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時～

2 場 所 府中市役所〇庁舎〇階第〇会議室

3 傍聴者

番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

## 別紙2

## 府中市市民協働推進会議の傍聴について（案）

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - (1) 発言をしない
  - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
  - (3) 写真、ビデオ等での撮影、録音をしない
- 4 前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。